

調査・行政部門

統一応募書類の全国的な違反集約状況と今後の課題

中村清二

一 はじめに

一九七三年度より新規高校卒業生を対象に統一応募書類の就職希望先への提出が全国的に行政指導として実施され始めた（近畿地方の場合は一九七一年度より実施）。しかし、それ以前にはそれぞれの企業が社用紙を作成して、そこには採用に際しての当事者の「能力」とは関係のない本籍地をはじめ、親の職業、家の資産や住居の状況など、家族や家のさまざまな状況と細かに記入させる内容があった。そして、部落民をはじめさまざまな人びとへの就職差別へと結びついていったという実態があった。

この統一応募書類の実施以降、同和教育に取り組み教育関係者を中心にして、統一応募書類自体の改善や、差

別につながりかねない情報（即ち、統一応募書類違反の情報）が面接や企業への提出書類中に含まれていないかどうかの点検などの取り組みが今日までなされてきている。

統一応募書類自体の改善では、本年度より「家族欄」を削除した様式が広島県では実施されるに至っている。他にもさまざまな改善すべき点が指摘されているが、今回は、現在実施されている統一応募書類に対する違反状況の点検の取り組みについて調査した。

教育関係者の取り組み内容は一様ではないが、大きく分けると、就職受験をした高校生に「就職受験報告書」（資料①、京都府で実施されているもの）の提出を求めて状況を集約している場合と、個々に起こった統一応募書類違反の事例を個別的に把握している場合とがある（もちろん、現実的にはその両方の取り組みがなされて

表1 統一応募書類の全国的な違反集約状況

| | ① 調査対象の概要 | | | ② 違反集約状況 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------------|-------------------------|--------------|--|----------|---------|--------------|-------------|---------|-------|-----|-----|--|--|--|--|--|--|
| | 学 校 数 ()内は全学校数 | (受験者)/報告者 (報告者は重複あり) | 事業所 (単位内) | 面接での質問内容 | 身元 調査 | 履歴 書 | 不適性情 形の提出 | その他 (作文) | 各 種 検 査 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 血液 | 尿 | X線 | 他 | | | | | | |
| 東 京 | (467) | (28,037)1,655 | 1,035社 | 家族 (489) 自宅・周辺 (192) 本籍 (97) | 12 | | 235 | 8 | | | | | | | | | | |
| * 埼 玉 | (212) | (23,531) | | (21) | 0 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | | | | |
| 三 重 | (81) | (9,232) 7,460 | | 家族 (40) 家の資産 (2) | 2 | | | | | 1,008 | | | | | | | | |
| 石 川 | 65 (73) | (5,540) 3,819 | | 家族 (1,823) 本籍 (216) | 0 | 4 | 47 | 184 | 464 | 559 | 464 | 588 | | | | | | |
| * 滋 賀 | 59 (59) | (5,469) | 1,700社 | クラブ活動 (100社) 通勤方法 (859社) 家族 (197社) 性格 (836社) | 0 | 21 | 4 | 472 | | | | | | | | | | |
| 京 都 | 107 (125) | (6,096) 5,282人 | | 家族 (509) 住居 (312) 適性・能力外 (275) | 4 | | 80 | 4 | 473 | 640 | 592 | 401 | | | | | | |
| 奈 良 | (65) | (4,231) | | | | | | | (84) | 47社 | | | | | | | | |
| 大 阪 | 104 (府立のみ) (285) | (31,596人) | | 家族 (139) 住居 (16) | 0 | 3 | | | 509 | 626 | 528 | 325 | | | | | | |
| * 鳥 取 | (35) | (3,522) | | 家族 (88) 本籍 (17) 住所 (16) | 0 | 0 | 0 | 2 | | | | | | | | | | |
| 徳 島 | (52) | (4,035) | | 家族 (41社) | 0 | | 5 | | 97 | | | | | | | | | |
| * 高 知 | (52) | (3,854) | | (35社) | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛 媛 | (74) | (7,575) 4,863人 | | 家族 (261) 住居 (34) | 2 | | | 1 | (446) | | | | | | | | | |
| 福 岡 | (185) | (19,989) | | 家族 (120社) | 1 | 10 | 0 | 2 | | | | | | | | | | |
| 大 分 | 73 (77) | (7,196) | | 家族の職業 (232) 欠席 (271) | 4 | 1 | 14 | 7 | 185 | 265 | 210 | 242 | | | | | | |
| 長 崎 | (88) | (9,291) | | 家族 (3社) | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊 本 | (85) | (8,998) | | (22社) | 1 | 3 | 0 | | (17) | | | | | | | | | |
| 宮 崎 | (57) | (7,330) | | 家族の職業 (73社) 友人 (31社) | 1 | 26 | 22 | 4 | 52 | 96 | 85 | | | | | | | |
| 鹿児島 | (104) | (9,672) | | 家族の職業 (3) その他 (5) | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | |
| 労働者 | | | | (542社) | 0 | 40 | 11 | 183 | | | | | | | | | | |

注① 「調査対象の概要」「違反集約状況」で空白な所は都府県レベルでは把握されていない。
 ② 「違反集約状況」で、数字は基本的に人数をさし、事業所数でカウントされている場合は「面接での質問内容」で 社と現わしている。
 ③ 府県名に*印がついているのは、1992年度の数字である。
 ④ ()内の学校数・受験者数は「学校基本調査報告書」(1993年)よりとったものである。

いる場合もあることはいままでもない)。
 今回の調査は、右記のいずれの場合にしても、都道府県段階で、一九九三年度新規高校卒業者に関して、統一応募書類違反の状況がどれだけ把握されていて、その特徴はどのようなものか、またどのような課題が存在しているのかを明らかにできればという目的で行ったものである。
 具体的には、三一都府県で設定されている同和教育研究協議会などの御協力を得て、基本的な情報を入手した。その主な結果をまとめたのが表1である。
 なお、表1の一八都府県の数字の調査主体は、高校同和教育研究協議会(京都、大阪、奈良、福岡、大分)、同和教育研究協議会(石川、三重、滋賀、宮崎、長崎、熊本)、高校教職員組合(東京)、高校教育研究会同和教育部会(愛媛)、行政(埼玉、鳥取、高知、徳島、鹿児島)である(ただし、傍線のある府県は他組織と共同で調査していることを示している)。また、ここであげた行政による把握の五県以外にも行政として当然把握している府県はあるが、教員組織が把握していない所のみ限定した。

二 違反集約状況の特徴点

1 違反集約をしている都府県の少なさ

調査結果の第一の特徴点は、違反集約を都府県規模で組織的に教員組織が把握している都府県が二三都府県とあまりにも少なく、行政の把握を含めても一八都府県しかないことである。

統一応募書類は全国的に実施されているにもかかわらず、その違反状況の把握は極めてなおざりであることが明らかである。とりわけ、東日本においては、東京、埼玉、石川を除いては全くといっていいほど取り組みがなされていない実態である。

しかも、そうした取組みの弱い県ほど統一応募書類に対する違反状況が深刻であることは、西日本のケースであるが、昨年、発覚した島根トヨタ自動車の差別選考事件が如実に物語っている。即ち、約四〇年にわたり、本籍地、家族の職業、友人、所属政党、現住所略図などが記入される「身上調査書」を面接前に記入させ、それをもとに面接を行っていたのである。しかも、県行政も過去一度も就職差別に関わる把握をしたことがないこと

も、この事件を通じて明らかとなったのである。

また、詳細には後にもふれるが、教員組織が違反集約をした石川、東京では、その違反率が他府県とくらべて極めて高い。このことも東日本の問題状況の一端を物語っている。あるいは、昨年一月に発覚した新潟県上越市が職員採用に際して、一次試験合格者に対する思想・犯罪歴などを出身大学に公文書で照会した事件も一端を示している。

2 違反集約状況の特徴

次に一八都府県の違反集約状況の特徴を見ていくと、大きく四点が指摘できる。

第一は、違反内容として、どの都府県においても「面接」時の質問内容に違反が極めて多く、特に「家族」の職業や構成、健康状況などの違反質問がきわだつて多いことである。

次に、健康診断書や戸籍簿本など不必要な書類の提出をもとめるといふケースがなお少なからず存在していることである。

第二に、都府県別の特徴として、石川・東京での違反率の著しい高さである。例えば、表1のように、石川では報告書を提出した三、八一九名の生徒のうち一、八二

三名、即ち、約五〇％の生徒が「家族」のことについて

面接時に質問を受けているし、東京の場合も、一、六五五名のうち少なくとも四八九名(約三〇％)が「家族」のことを面接時に聞かれていたという状況である。これに対し、西日本で比較的高い違反率の京都市でも、面接時の「家族」のことへの質問を受けた率は約一〇％ほどであり、石川・東京の違反率の高さは明らかである。さらに東京では、約八〇％が「早期会社訪問をした」というような就職協定無視の異常な実態が明らかとなっている。

もう一つの都府県別の特徴は、表1には示していないが、大分県で、国家公務員(特に警察)の場合による、身元調査が多く行われていることが指摘できる。

第三に、労働省の違反状況の把握数とくらべて大きな隔たりがあることである。例えば、面接時での違反数は、労働省の場合の五四二社に対し、「家族」のことを質問された件数だけに限定しても、東京(四八九名)、石川(一、八二三名)、滋賀(一九七社)、京都(五〇九名)、大阪(一三九名)、愛媛(二六一名)、大分(二三二名)、福岡(二〇社)だけでも三、五〇〇件をこす実態である。労働省の場合、職業安定所が把握した数字をもとにしてのことや把握の精密度の違いが若干あるにしても、その隔

たりは大きいといわねばならない。

第四に、血液検査などの諸検査が面接時(内定以前)に、なおかなり多く実施されていることである。これは一九八八年に労働安全衛生法が改正され血液検査などが企業に義務づけられたことに端を発している。しかし、これはあくまでも採用予定者を対象としたものであり、内定前に実施することは、一連の健康診断結果が採用選考に影響をもたらす可能性を生じるものであり差別選考につながる恐れがある。実際、いくつかの府県で問題化もしている。したがって、少なくとも内定後にすべきものであり、当然、その結果への本人によるアクセスやプライバシー保護は保障されるべきである。

こうした批判にもかかわらず、調査している府県だけみても依然として内定前に諸検査が実施されている現状がある。

3 違反事例への対応状況

違反事例に対する取り組みは、個々の事例ごとに学校ごとの取り組みがなされている。しかし、そうしたことを都府県行政(特に教育行政も含めて)が全体的に把握して分析し、正式な報告書を出したり、個々の違反企業への指導や企業全体に対する状況調査、さらには目的意

識的に部落問題や人権問題に取り組むことの指導などは、ほとんど取り組まれていない。

三 今後の課題

以上のような統一応募書類に対する違反集約状況の特徴やこれまでの取り組みをふまえた、今後の課題を次に検討してみたい。

1 「就職受験報告書」の取り組みの抜本的強化

第一に、統一応募書類に直接関連して、次の六点ほどの課題が指摘できるのではないか。

一つは、統一応募書類は全国四七都道府県で実施されているにもかかわらず、何らかの形にしる、その違反事例の集約をしている都府県は一八都府県にすぎないという「バラツキ」状況を早急に克服することである。特に「就職受験報告書」の全国の実施を行うべきである。

二つには、違反事例の収集、分析指導、報告書作成のための組織整備が行政責任に基づいてなされるべきである。例えば、大阪では一九七三年より「同和地区出身者雇用促進会議」が大阪府労働部、教育委員会、経済界、労働界、府同和事業促進協議会を構成組織として設置さ

れ、一つの課題として違反事例の点検・確認がなされている。

現在でも一三都府県で教員関係組織による違反事例の収集が行われているが、十分な体制や権限が保障されていない中で個々人の献身的な活動に負っている部分小さくない。こうした状況への積極的な人的・財政的援助とあわせて、収集された違反事例に対する事後の事実確認や分析、適切な指導、そして報告書の作成などを行政責任として取り組むべきである。

三つには、「就職受験報告書」の内容の改善である。京都や大阪では、一九八六年の男女雇用機会均等法の制定やそれに伴う取り組みの中で、「報告書」の中に面接時の女性差別を点検する項目が一項目だけが設けられている。こうした他の差別問題も視野に入れた内容改善、さらには「報告書」の改善だけにとどまらない、進路保障全般にわたる取り組みがさらに追及されるべきである。

四つには、部落解放運動として、学校(教員)と連携しながらも、独自に高校生・大学生を対象とした「就職受験報告書」による調査を実施する必要性である。

特に、高校サイドで取り組みがあまり実施されていないところや、大学生の場合は、部落解放運動の重要な一環として必ず実施すべきである。このことを通して、高

まな点で統一応募書類違反がある。さらには離転職の実態も把握していくとともに、その早急な改善が求められる。

2 東京での取り組みの抜本的強化と大学生をめぐる課題

企業が数多く集中しているだけでなく、本社が集中しており、全国から就職希望者を受け入れている東京(近辺県)での統一応募書類遵守の取り組みは極めて重要である。

しかし、現状はその重要性とは逆に、全くひどい状況となっている。先にもふれたように、都高教が毎年、アンケート調査(抽出)をしているが、一九九三年度卒業生一、六五五名中四二二名(二五・五%)が「親の職業を聞かれ」、一三三三名(二四・二%)が「統一応募書類以外の書類を書かされ」、一九二名(二一・六%)が「自宅・周辺のことを聞かれ」という、違反状況である。

さらに、就職協定違反の実態は一層深刻である。右調査でも、一、六五五名中一、三〇五名(七八・九%)が「早期会社訪問をした」、五九三名(三五・八%)が「そこで面接・筆記試験などを受けた」、四〇三名(二四・三%)が「九月一六日(選考開始日)以前に結果を知った」

校生・大学生自身も、これまでの就職差別撤廃の取り組みの経過を学ぶことができるし、身近な人権侵害や差別の現実を知ることにもなるのである。また部落解放運動自体も、露骨な就職差別事件が発生したときだけでなく、日常的な雇用関係に関する取り組みを強めることができるのではないか。また、各都府県(全国)同和教育研究協議会や高校との連携も、こうしたことを通して深めていく必要がある。

五つには、統一応募書類自体の点検・改革の必要性である。統一応募書類の違反事例としては面接時の「家族」に関する質問が一番多いにもかかわらず、統一応募書類には、広島を除いてすべてに「家族」欄が設けられているのである。さらには「所属クラブ等」「色覚」「聴力」「視力」など、実際の仕事に必要な本人のデータ以外の不必要なデータが統一応募書類には存在する。確かに日本の採用慣行はあるが、具体的な就職差別や人権侵害事例の検討を通して改善していくべき余地は大きいと思われる。

六つには、①採用段階だけでなく、内定後に提出する入社承諾書、身元保証書、レポートの提出、誓約書の実態、②大学・短大、専修・各種学校推薦入学志願者の面接実態、提出書類内容の実態、などについても、さまざまという結果が示されている。こうした就職協定違反の異常な実態こそが、統一応募書類に対する高い違反率を生んでいるといえる。

そして、こうした実態を行政は意識的に把握しようとするどころか放置しているのである。しかも、これは東京のみならず東日本では大なり小なり見られることである。

また、大学生の就職に関しては、東京や東日本のみならず、全国的に統一応募書類は使用されていないし、大学による「就職受験報告書」の調査も行われていない。

しかも五、六月には「内定」といわれるように就職協定は全くないに等しい現状である。

その結果は、例えば、男性に比べ女性の場合、①就職情報の量が少ない、②会社説明会・筆記試験・面接・内定など一連の企業側からの採用活動が遅い、③「女子は採用しない」などの門前払いなどにより就職率は低い、④面接時での露骨な女性差別的質問といったように、女性差別を明らかに生み出している。

以上のような東京(東日本)や大学生の現状は、それ自身、部落差別をはじめさまざまな人権侵害を生み出す基盤となっている。しかし、それだけにとどまらず、西日本にも、高校でのこれまでの取り組みを形骸化させる

というマイナスの影響を及ぼしている。

この点でも、東京（東日本）や大学生に関する統一応募書類の精神や就職協定を実現していく取り組みを強めていくことは重要であり、急がれる。先にも指摘したが、部落の高校生や大学生に対し「就職受験報告書」による違反事例を把握する取り組みは、この第一歩としても意義は大きい。

3 ILO二一号条約批准で国内法の整備を

一九七三年より、労働省・文部省の行政指導により統一応募書類の実施が始まったが、これらはいくまでも通達に基づくものであり何ら強制力はない。また、その内容も統一応募書類の実施のみで、その違反状況の調査や分析を求めたものではない。

さらに、労働省職業安定局長「第一八三号通達」（一九九二年三月三十一日）は「極めて悪質かつ重大な差別事象を惹起し、是正指導に応じない事業主に対しては、求人不受理、紹介停止等の措置を行い得るものとする」としている。しかし、これも本省の指示ではじめてできる措置であるし、さらには、直接的に事業主に刑事罰、民事罰を問わず罰則を加えるものではなく、「極めて悪質かつ重大な差別事象」に対する措置としてはあまりにも軽

い内容といわざるを得ない（現実的には、この通達すら運動の中で実現したものであるし、府県末端や企業関係者にすら十分に知らされていない面がある）。

他方、司法の判断としては、一九七三年の最高裁「三菱樹脂判決」で示されたように、内定前の思想信条調査やその結果に基づく採用拒否は憲法違反ではないという考えが定着している。

こうした法制度の不備が、実施より二〇年以上を過ぎているにもかかわらず依然として存在している、統一応募書類の違反状況を生み出しているといっても過言ではない。雇用関係における差別の禁止を求めたILO一一一号条約は、すでに一〇〇カ国を優にこす国が批准しているが、日本もその批准と国内法の整備が急がれるべきである。

来年は、「部落地名総鑑」事件発覚より二〇年であり、差別に対する法的規制・救済の検討をも指摘した「同対審」答申より三〇年という大きな節目の年である。

われわれは、これらによって提起された課題や統一応募書類実施以降の今日の課題を改めて明らかにするとともに、その克服に向けた大きな一歩を踏み出す年としていかなければならない。本稿もその一端を担えればと考えている。

しかし今回、本稿で報告した内容は、都府県レベルでの教員関係組織による統一応募書類の違反集約状況の現状を主として把握することが目的であった点と、私自身、教育関係の取り組みや雇用分野の取り組みを熟知しているわけではない点があり、現状の把握や分析で不備な点や思いこみがあるかもしれない。それらについては率直な御批判をいただきたい。

最後になったが、今回の資料調査に対し御協力いただいた関係各位に心より謝意を申し上げるとともに、今後の御協力を御願いする次第である。

注

(1) 全国同和教育研究協議会『進路保障の取り組みをすすめるために就職編A(歩みと課題)』一九八九年六月一日

○日、同『B(実践と課題)』一九八九年九月九日

(2) 同前

(3) 「解放新聞」一六八〇号、一九八一年八月一日

(4) 東京では一九九一年に発覚した多摩市による本籍地の番まで記入させる履歴書の使用事件まで発生している。

(5) 「朝日新聞」一九九三年一月二四日

(6) 全県下の規模で企業に対する調査を行ったことがある

のは、大阪府労働部が一九九〇年に一万四、六六三名を対象に行ったもの（大阪府労働部「企業内同和問題研修推進員活動実態調査報告書」一九九一年一〇月）と、福岡県労働部が一九九二年に二二六三名を対象に行ったもの（福岡県労働部「採用選考に関するアンケート調査結果報告書及び企業内同和問題研修等事例集」がある。滋賀県同和教育研究会・滋同教進路保障研究部編『進路保障シリーズ（一九）子どもたちの進路をより確かなものにするために——一九九二年度のとりくみ』にはこれらの調査結果が掲載されている。

(8) 学生女性問題研究会『Girls, Be Ambitious! 8』一九九三年一二月。

〈編集部注〉

後掲の就職受験報告書、就職調査報告書は紙数の都合上、縮小して掲載した。

| 面接での質問内容（下記のような質問がありましたか、あった場合にはどう聞かれましたか、またその時、どう答えましたか） | |
|--|---------|
| 1 本籍（都道府県は可）について 例：本籍は京都となっていますが、もう少し詳しく教えてください。 お父さんの生まれはどこですか。 | (あり・なし) |
| 2 住居とその環境について 例：家はどのあたりにありますか。 家から自宅までの道順を詳しく教えてください。 家は持ち家ですか、借家ですか。 | (あり・なし) |
| 3 家族の学歴・職業・地位・収入・資産 例：お父さんの仕事は何ですか。 お父さんはどこにお勤めですか。 お父さんは大学を出られたのですか。 お父さんの給料はいくらか知っていますか。 | (あり・なし) |
| 4 家族の状況 例：お父さんは亡くなったのですか、離婚ですか。 ご両親の離婚の原因は何ですか。 お父さんが無職なのはどのような理由ですか。 両親は健康ですか。 | (あり・なし) |
| 5 生いたち 例：あなたが生まれたのは今住んでいるところですか。 生いたちを簡単に話して下さい。 | (あり・なし) |
| 6 尊敬する人物 例：あなたが尊敬する人物はだれですか、その理由を教えてください。 | (あり・なし) |
| 7 思想・信条・宗教・支持政党・加入団体 例：最近読んだ本をあげて下さい。何新聞を家でとっていますか。 関心を持っている社会問題は何ですか。家は仏教ですか。 何党を支持していますか。何かの団体に加入していますか。 あなたの生活信条は何ですか | (あり・なし) |
| 8 適性・能力に関係ない質問 例：結婚したら会社をやめますか。血液型は何型ですか。 生徒会活動・クラブ活動について思想的なことを聞かれた。 | (あり・なし) |
| 9 その他 疑問に思ったこと | |
| 10 記入や提出を求められたもの 個人調査書・面接調査書・住所の略図・ 家庭調査書・所籍謄本（抄本）・本や住 民票など | (あり・なし) |
| 11 試験前あるいは試験後の家庭調査・身 元調査 | (あり・なし) |

資料①<京都>
平成 年度 就職受験報告書（生徒用）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年 組 | 番 号 | 学 科 | 科 名 | 性 別 | 男・女 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|

| | |
|--------|-------------|
| 【事業所名】 | 職 種 |
| 日 時 | 月 日 ~ 日 場 所 |

| | |
|-----|---|
| 科 目 | 1 学科試験【英・数・国・社・理・専門科目（ ）・一般常識】（該当するものに○印） |
| | 2 作文 3 面接 4 各種検査 5 その他（ ） |

| | |
|---------------|--|
| 選 考 試 験 の 内 容 | (学科試験の内容を覚えている限り詳しく記入する) |
| | (作文の題名) |
| | (面接のスタイル、おもな質問事項など覚えている限り詳しく記入する) |
| | (各種検査について、実施されたものに○印をつけ、その内容を具体的に記入する) 1 健康診断【内科検診・血液検査・尿検査・レントゲン撮影・その他】 2 労働省適性検査 3 クレペリン検査 4 その他 |

| | |
|-----------|---|
| ※ 学 校 記 入 | 【合否判定 合・否】（ ）月（ ）日 事業所側担当者（ ）記入者（ ） <不調理由> |
|-----------|---|

◎「就職受験報告書」(生徒用)からの集計【問題のある選考試験の内容や作文の題名】

| | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|----------------------------|
| 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 性別 男・女 | 合否 合・否 | 問題のある具体的内容及び作文の題名 対応と結果 |
| | | | |

平成 年度 就職調査報告

=====(C表の2)不調理由・その他の問題=====

| |
|--------------------------|
| 学校名 () 高校(全・定・通) () 分校 |
| 記入者 分掌 () 名前 () |

◎『不調理由』

| 生徒番号 | 性別 | 不調回数 | 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 不調理由 記号 | 番号 | 生徒番号 | 性別 | 不調回数 | 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 不調理由 記号 | 番号 |
|------|-----|------|--------------------------|------------|----|------|-----|------|--------------------------|------------|----|
| | 男・女 | | | | | | 男・女 | | | | |

◎「不調の理由」(へ) その他、の内容(特徴的事例、進路保障上の大きな課題など)

| | |
|--------------------------|----------------|
| 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 不調理由(へ)のその他の内容 |
| | |

◎「C表の1」に該当しない『その他の問題』

| | |
|--------------------------|--------|
| 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | その他の問題 |
| | |

=====(D表)内定後の問題=====

| |
|--------------------------|
| 学校名 () 高校(全・定・通) () 分校 |
| 記入者 分掌 () 名前 () |

(項目) (g)問題のある入社承諾書 (h)戸籍謄本・抄本 (i)誓約書 (j)身元保証書 (k)レポートの提出を求める (l)卒業式以前に自動車や各種の免許取得を求める (m)卒業式以前に研修またはアルバイトをさせる (n)採寸などによる呼出し(旅行を含む) (o)内定取消し

| 性別 | 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 項目 記号 | 具体的内容 対応と結果 |
|-----|--------------------------|----------|----------------|
| 男・女 | | | |

=====(E表)進路指導部調査=====

| |
|--------------------------|
| 学校名 () 高校(全・定・通) () 分校 |
| 記入者 進路指導部 名前 () |

- (1) 本年度の就職状況の傾向
- (2) 就職指導の校内体制(特徴的なとり組み)
- (3) 進路保障上、配慮を要した事例

平成 年度 就職調査報告書

=====(A表)学校ごとの集計=====

| | | |
|------|---------------|-------------------|
| 学校名 | | 高校(全・定・通) () 分校 |
| 受験者数 | 男子 () 名 | 女子 () 名 合計 () 名 |
| 報告者数 | 男子 () 名 | 女子 () 名 合計 () 名 |
| 記入者 | 分掌 () 名前 () | |

<「就職受験報告書」(生徒用)からの集計>

(1) 集計(A):各種検査の実施状況 (2) 集計(B):面接での質問内容

| 項目 | 男子 | 女子 | 合計 | 項目 | 男子 | 女子 | 合計 |
|-----------|----|----|----|-------------|----|----|----|
| 1 内科検診 | | | | 1 本籍について | | | |
| 血液検査 | | | | 2 住居と環境 | | | |
| 1 尿検査 | | | | 3 学歴・職業・地位他 | | | |
| レントゲン撮影 | | | | 4 家族の状況 | | | |
| その他 | | | | 5 生いたち | | | |
| 2 労働省適性検査 | | | | 6 尊敬する人物 | | | |
| 3 クレペリン検査 | | | | 7 思想・信条・宗教他 | | | |
| 4 その他 | | | | 8 適性・能力に無関係 | | | |
| | | | | 9 その他の質問 | | | |

(3) 集計(C):問題のある作文

| | | | | | |
|----|----|----|-----------------|--|--|
| 男子 | 女子 | 合計 | 10 記入や提出物を求められる | | |
| | | | 11 試験前後の家庭・身元調査 | | |

(*該当する項目に「あり」と報告された実数)

=====(B表)求人段階(募集時)の問題事例=====

| |
|--------------------------|
| 学校名 () 高校(全・定・通) () 分校 |
| 記入者 分掌 () 名前 () |

項目 (a)採用条件 (b)早期求人 (c)事前選考 (d)求人とりやめ (e)求人数の削減 (f)事業所訪問時・応接時の事業所の姿勢

| 項目 | 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 具体的内容(問題点) 対応と結果 |
|----|--------------------------|---------------------|
| | | |

=====(C表の1)選考時の問題=====

| |
|--------------------------|
| 学校名 () 高校(全・定・通) () 分校 |
| 記入者 分掌 () 名前 () |

◎「就職受験報告書」(生徒用)からの集計【面接内容・提出物などについての問題点】

(項目) 1本籍について 2住居と環境 3学歴・職業・収入他 4家業の状況 5生いたち 6尊敬する人物 7思想・信条・宗教他 8適性・能力に無関係(血液型) 9その他の質問 10記入や提出物を求められる 11試験前後の家庭・身元調査

| 事業所名 所在地(都道府県名と管轄職安名) | 性別 男・女 | 合否 合・否 | 項目 | 具体的内容(問題点) 対応と結果 |
|--------------------------|-----------|-----------|----|---------------------|
| | | | | |